

# 【 お知らせ 】

## 令和7年4月1日～入院時の食事負担額変更について

今般の光熱費や食材費等高騰の影響で、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

### 入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

70歳未満	70歳以上の高齢者	令和7年3月31日まで		令和7年4月1日～
一般 ※下記いずれにも該当しない方	一般 ※下記いずれにも該当しない方	490円		510円
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	低所得者Ⅱ ※1	過去1年の入院期間が 90日以内	230円	240円
		過去1年の入院期間が 90日超	180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ ※2	110円		変更なし
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病または 指定難病患者	低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない 指定難病患者	280円		300円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる方  
あるいは老齢福祉年金受給権者